

令和元年度

障がい者を対象とした
さぬき市職員募集要項②
(事 務)



【申込受付】 令和元年8月5日(月)～ 8月30日(金)

【第1次試験】 令和元年9月22日(日)

1 試験区分、採用予定人員、勤務先及び勤務内容並びに受験資格

試験区分	採用予定 人 員	勤務先及び 勤務内容	受 験 資 格
事 務 【大学卒】 ※障がい者対象	1名程度	<u>さぬき市の市長</u> <u>部局、教育委員</u> <u>会事務局等に勤</u> <u>務し、一般行政</u> 事務等に従事し ます。	次のすべての要件を満たしている人 (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は 精神障害者保健福祉手帳のうち、 いずれかの手帳の交付を受けてい る人 (2) 昭和55年4月2日以後に生ま れた人で、学校教育法における大 学（短期大学、高等専門学校を除 く。）を卒業した人又は令和2年3 月までに卒業見込みの人（さぬき 市職員の初任給、昇格、昇給等の 基準に関する規則別表第3の学歴 免許等資格区分表による基準学歴 区分が「大学卒」に該当する人を 含む。） (3) 活字印刷文又は点字による出題 に対応できる人

(注)

- 1 採用予定人員は、変更する場合があります。
- 2 申し込むことができる試験区分は1つに限られ、受験申込受付後の変更は認められません。また、令和元年9月22日（日）に実施するさぬき市職員採用試験の他の試験区分と重複して申し込むこともできません。

3 受験資格の有無及び申込書記載事項の確認のため、関係する証明書等の提出を求める場合があります。

2 前記以外の受験資格

前記の受験資格を有する人であっても、次のいずれかに該当する人は、受験できません。

(地方公務員法第16条の欠格条項)

- (1) 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (3) さぬき市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 試験の方法及び内容

試験は、第1次及び第2次試験とし、第2次試験は、第1次試験の合格者に対して行います。第1次及び第2次試験の成績がそれぞれ一定以下の場合、「合格者なし」とする場合もあります。

(1) 第1次試験

第1次試験の試験種目及び試験時間は、次のとおりです。

試験区分	試験種目	方法	試験時間
事務 【大学卒】 ※障がい者対象	教養試験 (大学卒程度)	公務員として必要な一般知識（社会、人文、自然）、一般知能（文章理解、判断推理、数的推理）、基礎英語について、択一式による筆記試験を行います。	1時間

※点字による出題の場合は、試験（解答）時間が異なります。

(2) 第2次試験

第2次試験では、作文試験、適性検査及び面接試験を行います。

試験	方 法
作文試験	文章による表現力、思考力、構成力、創造力等について試験を行います。
適性検査	職場への適応性を職務や対人関係に関連する性格の面から検査します。
面接試験	個別面接により、主として人物について試験を行います。

4 試験の日時、場所及び合格者発表

日時等 試験	日 時 ・ 場 所	合格者発表
第1次 試験	○令和元年9月22日(日) ○受付時間 午前9時00分～午前9時30分 ○試験時間 午前9時50分～午前10時50分頃 ○場 所 さぬき市役所本庁 〔さぬき市志度5385番地8〕	令和元年10月中旬ごろ、さぬき市役所及び寒川庁舎の掲示板並びにさぬき市のホームページに受験番号により掲示するほか、合格者に郵便で通知します。
第2次 試験	第1次試験合格者に対して通知します。	さぬき市役所及び寒川庁舎の掲示板並びにさぬき市のホームページに受験番号により掲示するほか、合格者に郵便で通知します。

5 合格から正式採用まで

- (1) 第2次試験の合格者（最終合格者）は、令和2年4月1日に採用する予定です。
- (2) 最終合格者のほかに補欠合格者を決定する場合があります。補欠合格者は、補欠合格者名簿（令和2年3月31日まで有効）に登録され、欠員等が生じた場合に成績順に採用を決定します。採用は、令和2年4月1日の予定ですが、令和2年4月2日以降になる場合があります。
- (3) 令和2年3月31日までに受験資格となる大学等を卒業見込みの人がその日までに卒業できなかった場合は、この試験に合格しても採用される資格を失うものとしします。
- (4) 地方公務員法第22条の規定により、採用の日から原則として6か月までの期間は条件付採用期間とし、その間の勤務成績が良好な場合は、正式採用となります。
- (5) 学歴詐称など申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合には、採用される資格を失い、又は採用を取り消すものとしします。

6 給与及び勤務時間等

- (1) 現在の規則で定められている初任給は、次のとおりです。また、学歴、職歴等によって調整する場合があります。

試験区分	学歴区分	初任給
事務 (大学卒：障がい者対象)	大学卒	187,200円

- (2) このほか、期末・勤勉手当、地域手当及び支給要件該当者には、扶養手当、住居手当、通勤手当等が支給されます。
- (3) 通常の勤務時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分まで（1日7時間45分勤務、週休2日制）です。ただし、勤務する部門や職種によっては、変則勤務となる場合があります。

7 採用試験受験申込手続

(1) 募集要項及び受験申込書の請求

(ア) 直接受け取る場合

次の配布場所でその旨申し出て受け取ってください。

(平日午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分)

- ・ さぬき市役所市民部市民課（1 階）又は総務部秘書広報課（3 階）
- ・ さぬき市寒川庁舎総合支所及び津田・大川・長尾の各出張所の窓口

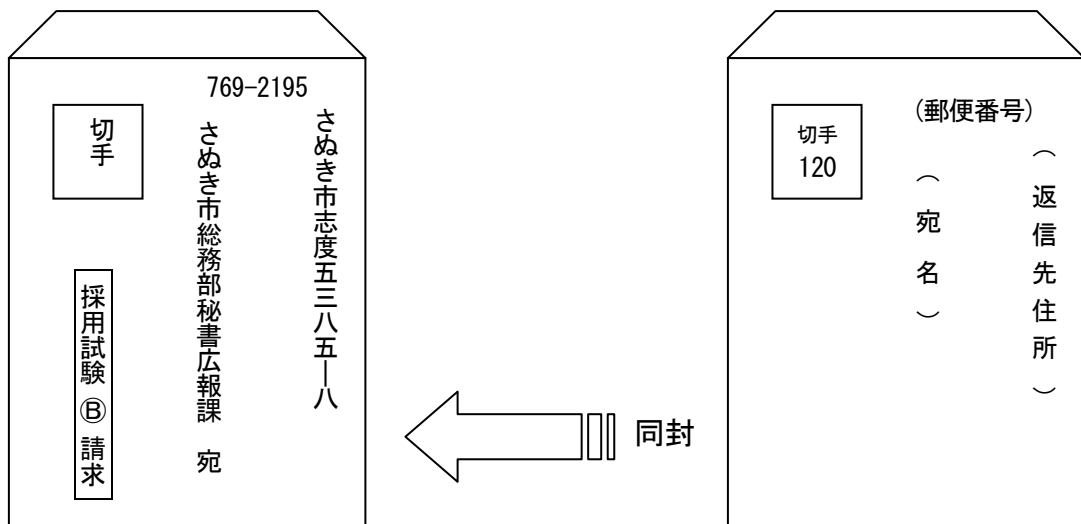
※津田・大川・長尾の各出張所の開庁日は月曜・水曜・金曜です。

(開庁時間は午後 5 時まで)

(イ) 郵便で請求する場合

封筒の表に「採用試験㊦請求」と朱書きし、宛先を明記した返信用封筒（A4 サイズ・角型 2 号）を必ず同封して、さぬき市役所総務部秘書広報課に請求してください。

(返信用封筒には、切手 120 円分（速達の場合は 400 円分）を貼ってください。)



〈請求用封筒〉

〈返信用封筒〉

(A4 サイズ・角型 2 号)

(ウ) ホームページからダウンロードする場合

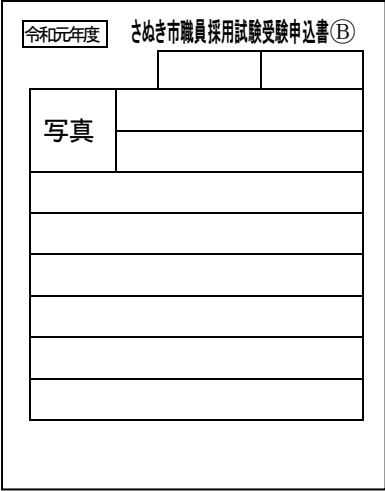
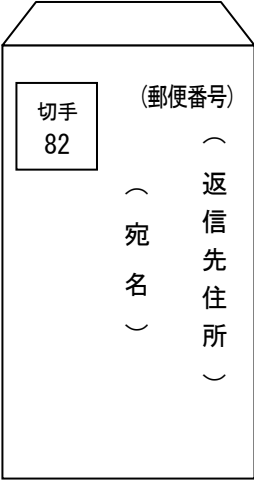
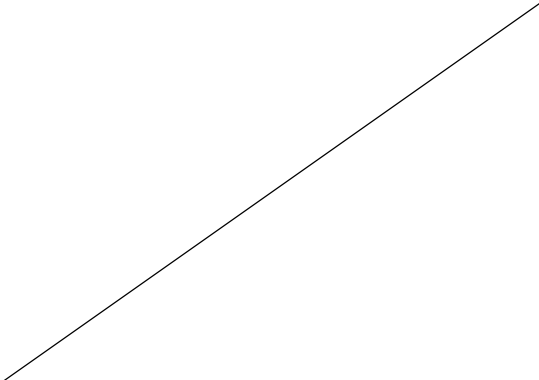
募集要項及び受験申込書は、ホームページからダウンロードできます。それぞれのファイルをA4サイズ用の紙（受験申込書は、必ず白色の用紙）に印刷してください。

[ホームページアドレス : <http://www.city.sanuki.kagawa.jp/>]

※電話及び電子メールによる募集要項及び受験申込書の請求は、一切受け付けません。

(2) 受験申込み等

(ア) 提出書類（受験申込書、返信用封筒及び身体障害者手帳等の写し）

<p>受験申込書</p>	<p>所定の申込書に必要な事項を記入し、<u>最近6か月以内に撮影した写真</u>（上半身・脱帽・正面向き・縦 4.5cm・横 3.5cm）を1枚貼付してください。</p>	<div style="text-align: right;">※記入要領をよく読んで正しく記入してください。</div>  <p style="text-align: center;">〈受験申込書〉</p>
<p>返信用封筒</p>	<p>受験申込書と併せて、宛先を明記した返信用封筒（<u>長3サイズ</u>（120mm×235mm））を提出してください。</p> <p>返信用封筒には、<u>切手82円分</u>を貼ってください。</p>	<div style="text-align: right;">※封筒の大きさにご注意ください。</div>  <p style="text-align: center;">（長3サイズ（120mm×235mm））</p>
<p>身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のうち、いずれかの手帳の写し</p>	<p>本人氏名、交付日、障害の内容、種別・等級が確認できるようにしてください。</p>	

※ 第1次試験合格者は、後日、指定する日までに、最終学校の卒業証明書又は卒業見込証明書を提出していただきます。

(イ) 受付期間及び時間

令和元年8月5日(月)から令和元年8月30日(金)までの土曜日・日曜日を除

く平日午前8時30分から午後5時15分まで受け付けます。

この期間を過ぎた場合は、どのような理由があっても受け付けませんのでご注意

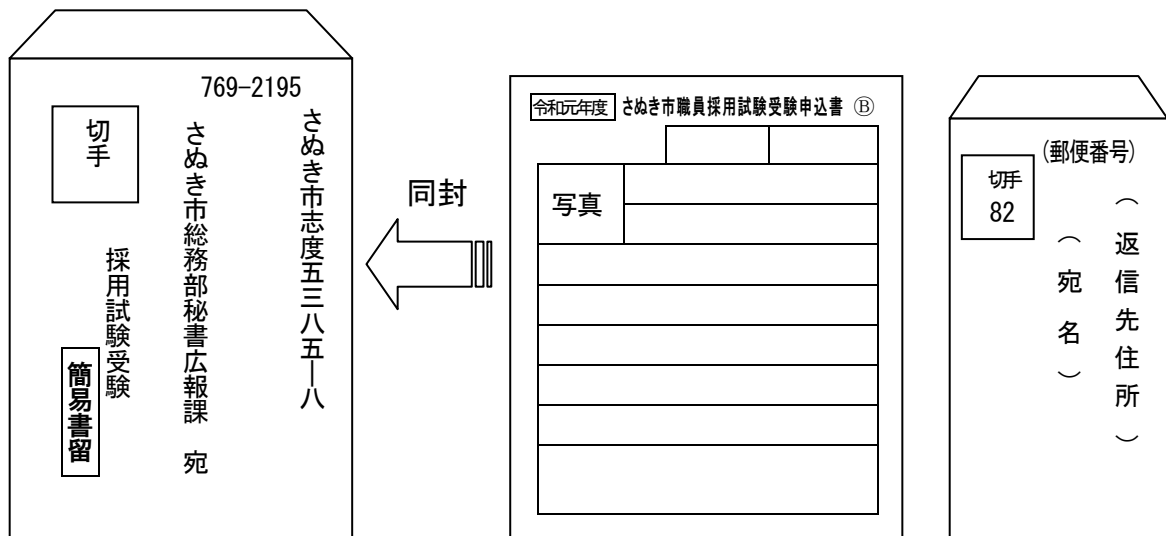
ください。

[郵送により提出する場合]

郵送により提出する場合は、必ず「**簡易書留**」としてください。受付期間を過ぎて到着した申込書は、**「簡易書留」で令和元年8月30日(金)までの消印のあるもの**に

限り受け付けます。申込封筒の表に「採用試験受験」と朱書きし、返信用封筒(前記

(7)参照)を同封してください。



〈受験申込書〉

〈返信用封筒〉

長3サイズ

(120mm×235mm)

(ウ) 受付場所又は郵送先

さぬき市役所(3階)総務部秘書広報課

〒769-2195 さぬき市志度5385番地8 電話087-894-6372

(※ 支所等では受け付けませんので、ご注意ください。)

※提出された書類は、合格、不合格にかかわらず返却しません。また、受験申込書及び提出書類に記載されている個人情報、この採用試験及び採用手続以外の目的に利用することはありません。ただし、申込書内の「氏名・住所・生年月日・電話番号の提供について」の欄に署名をした場合は、さぬき市が臨時職員を募集する際に、申込書に記入した氏名・住所・生年月日・電話番号の情報を、秘書広報課が関係部署に提供することがあります。

(3) 受験票の送付

受験票は、受付後返信用封筒でお送りしますが、受験票が9月13日（金）までに到着しないときは、さぬき市役所総務部秘書広報課へ必ずお問合せください。

8 試験成績通知書の請求

第1次試験又は第2次試験の不合格者に対しては、受験者本人の請求により、試験成績をお知らせします。

(1) お知らせする試験成績の内容等

対象者	試験成績の内容	お知らせする時期及び方法
第1次試験の不合格者	第1次試験の総合得点及び順位並びに種目別の得点	第1次試験の合格者発表の日以後又は請求があった日以後、郵送します。
第2次試験の不合格者	第2次試験の順位	第2次試験の合格者発表の日以後又は請求があった日以後、郵送します。

※ 第1次試験の合格者及び第2次試験の合格者（補欠合格者を含む。）については、それぞれ合格した試験の試験成績はお知らせしません。

(2) 請求方法

試験成績通知書の返信用封筒（長3サイズ）に宛先を記入し、試験成績通知書の「請求ラベル」（受験票の右下に印刷してあります。）を貼り付け、84円分の切手を貼って提出してください。

(ア) 第1次試験の当日に提出する場合

提出する返信用封筒を第1次試験の試験場所へ持参してください。

第1次試験終了後、それぞれの試験室において回収しますので、係員の指示に従って提出してください。

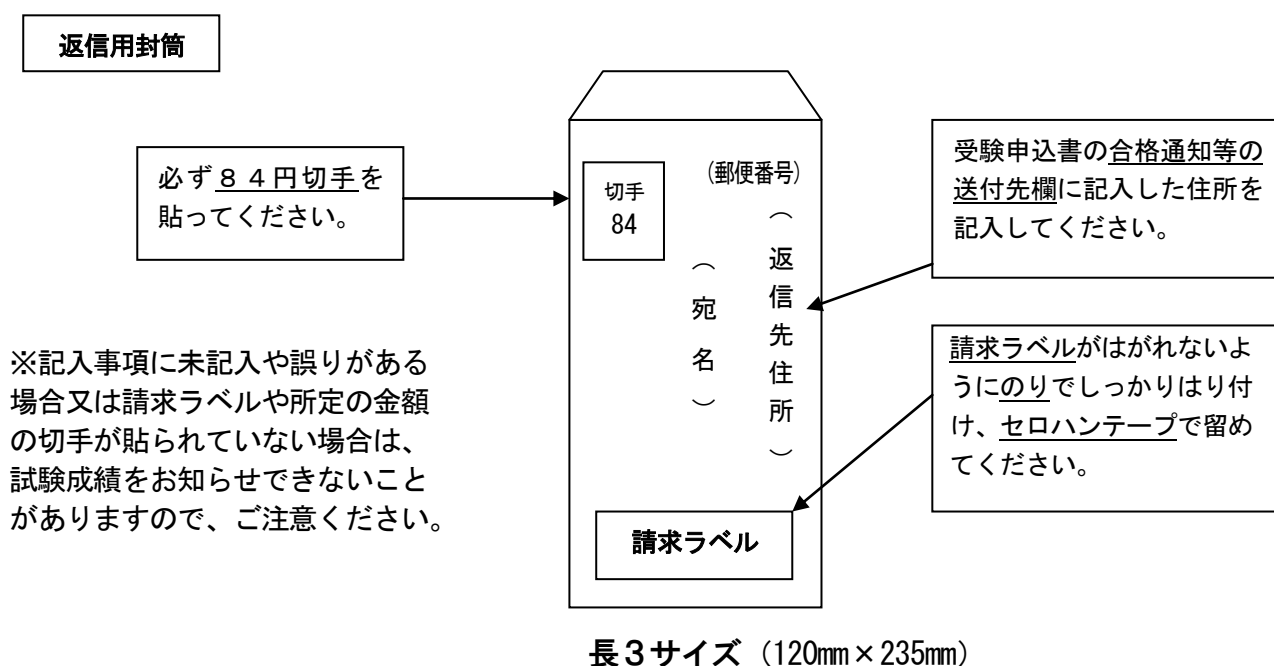
(イ) 合格者発表後に提出する場合

受験者本人が、さぬき市役所（3階）総務部秘書広報課へ返信用封筒を持参してください。この場合、受験票と本人であることを確認できる書類（免許証、旅券等）を提示してください。

* 受付時間及び期間は、次のとおりです。

○ 受付時間：平日の午前8時30分から午後5時15分まで

○ 受付期間：第1次試験の不合格者は、第1次試験の合格者発表の日から1か月間
第2次試験の不合格者は、第2次試験の合格者発表の日から1か月間



9 第1次試験日当日の注意事項

(1) 持ち物

- ・ 受験票（紛失した場合は、受付でその旨を申し出てください。）
- ・ HBの鉛筆（第1次試験の択一式試験の採点は、コンピュータで行います。）
- ・ よく消える消しゴム
- ・ 腕時計等（試験会場内には、時計はありません。また、携帯電話を時計として使用することはできません。）
- ・ 点字器、点字タイプライター、ルーペ、補聴器等の受験時の合理的配慮の対象として必要な器具

(2) 試験会場内では、必ず携帯電話の電源を切ってください。マナーモードも不可とします。

(3) 試験当日に車いすの使用や点字による受験等を希望する場合は、必ず受験申込時に申し出てください。なお、受験申込時までには申し出がない場合は、対応できないことがありますので、ご了承ください。

(4) 受付時間に遅刻した場合は、受験できません。

(5) 受験のために要する交通費等の経費は、すべて自己負担となります。

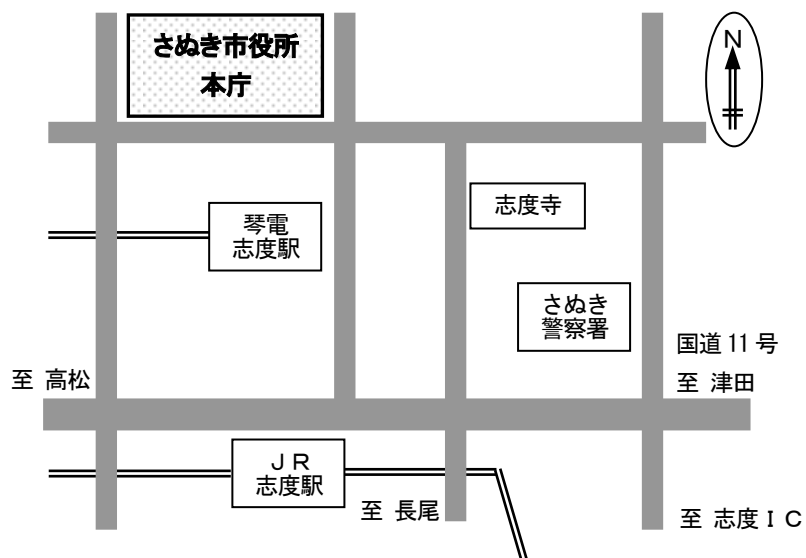
(6) 試験当日に車椅子の使用を希望するなど受験に際して要望がある場合は、あらかじめ総務部秘書広報課に申し出てください。

(7) 台風等のために、やむを得ず日程を変更しなければならなくなった場合には、さぬき市のホームページでお知らせする予定です。

(8) 試験場所案内

J R志度駅から約 500m

【試験場所】



10 問合せ先

さぬき市役所（3階）

総務部秘書広報課 電話：087-894-6372（直通）

〒769-2195 さぬき市志度5385番地8